令和６年度

第 10 回
上越市地域公共交通活性化協議会
議 案 書

日　時　　令和７年３月 26 日（水）
　　午後１時 30 分から
会　場　　市役所　木田第一庁舎　４階　401 会議室

協議事項

議案第１号

上越市地域公共交通利便増進実施計画の策定について

１ 趣　旨

当市の地域公共交通計画（＝第２次上越市総合公共交通計画（後期再編計画））に定めた公共交通ネットワークの再編を着実に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）に規定する「地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）」を実施することとし、同法に規定する「地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）」を策定することについて、意見をお聞きするもの。

２ 前回(2/12)会議後の経過

⑴ 活性協委員からの意見（１件）

意見	対応
・（資料１）第８回会議配付資料14　イ-①のように、バスが集まる拠点を作るとよい。人が集まっている富岡地区周辺に拠点を置けばバス利用が増えると思う。 ・拠点には設備の整った待合室、高速バス利用者や子どもにも優しいスペースが必要と考える。 ・拠点設置に併せ、定額運賃区間や共通乗車券の設定により分かりやすく利用できるようにしてはどうか。	・路線バスの乗換え拠点となっている高田駅や直江津駅、直江津ＳＣなどには待合室が設置されている。今後、路線バスの再編を進める中で新たな乗換え拠点を設置することになった際には、待合室の整備をあわせて検討する。 ・予約型コミュニティバスや市営バスでは定額運賃が設定されているほか、１日フリー乗車券、おでかけフリー定期券などが販売されている。今後も更なる充実に向け、運行事業者等とも協議していきたい。

⑵ 関係者との協議（利便増進計画策定に係る同意及び意見聴取）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定に基づき、以下のとおり実施

No.	法の規定（概要）	対象者	結果
1	法第27条の14第４項 利便増進計画を作成するときは、あらかじめ利便増進事業を実施しようとする者その他の関係者の同意を得なければならない。	10者（頸城自動車㈱、くびき野バス㈱、頸南バス㈱、アイエムタクシー㈱、直江津タクシー㈱、高田合同事業者㈱、㈲ファミリータクシー、新井タクシー㈱、高原タクシー㈱、えちごトキめき鉄道㈱）	同意する　：10 同意しない：０
2	法第27条の14第５項 利便増進計画を作成するときは、あらかじめ関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。	５者（国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所、新潟県上越地域振興局地域整備部、上越市都市整備部、妙高市建設課、新潟県公安委員会）	意見あり　：１ 意見なし　：４ 【意見の内容】 ・道路上の設置物について責任をもって管理し、道路管理者への各種申請や連絡等について忘れず実施してください。

3 利便増進計画（案）

別冊「上越市地域公共交通利便増進実施計画（案)」のとおり

（※ 主な記載事項 … 「実施区域」「事業の概要（事業内容及び実施主体、地方公共団体による支援の内容)」「利便増進事業」「関連事業」「資金の額・調達方法」「事業の効果」等）

4 策定に向けたスケジュール

時期	主体	実施内容
3月26日	活性化協議会	・計画（案）に対する意見聴取
3月下旬	市	・本日の意見に基づく修正など
3月末まで	市	・計画を策定、国に計画の認定を申請

5 参考

⑴ 利便増進計画を作成するねらい

① 国の支援を活用した路線の維持・確保 … 国庫補助制度における優遇措置（幹線系統：路線重複や運行回数カットの不適用/フィーダー系統：補助上限額の増額）

② 手続きのワンストップ化（事業計画等提出の一本化）　　など

⑵ 利便増進事業の対象とする路線再編の内容及び実施予定期間

No	地区	対象路線	再編内容	実施予定期間	摘要
1	板倉区	路線バス「上関田線」「山寺薬師・菰立線」	予約型コミュニティバスの導入	実証運行 R7.4～R7.9 本運行 R7.10～R10.3	計画策定時に記載
2	中郷区	乗合タクシー「岡沢ルート」「稲荷山ルート」	廃止、住民団体の互助による輸送に転換	実証運行 R7.4～R8.3 本運行 R8.4～R10.3	
3	清里区	市営バス「櫛池線」	廃止、住民団体の互助による輸送に転換	R8.4～R10.3（予定）	計画変更時に記載（再編内容等の決定後） ※計画には参考として記載
4	名立区	市営バス「東飛山線」	予約型コミュニティバスの導入	R8 年度～ R10.3(予定)	
5	金谷区	路線バス「正善寺線」「高田南循環線」	予約型コミュニティバスの導入	R9.4～R10.3（予定）	
6	吉川区	路線バス「泉谷・勝穂循環線」「吉川西部循環線」「山直海線（総合事務所～尾神間)」	予約型コミュニティバスの導入		
7	合併前の上越市	上越大通り線、春日山・佐内線、直江津・浦川原線、南川線、名立線　ほか	新潟労災病院の閉院に伴う通院先変更に応じた再編	R8.4～R10.3（予定）	

※ 「後期再編計画」に記載する再編の取組うち、減便や路線の短縮など、単に運行の効率化を主目的とする取組は、利便の増進に資する事業に適さないことから、「利便増進計画」に記載しない。

協議事項

議案第 2 号

第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の改定について

1 趣　旨

「上越市地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進計画」という。）」の策定に際し、「第 2 次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）（以下「後期再編計画」という。）」において、利便増進計画で実施する「利便増進事業」に関する事項を定めておく必要があることから、後期再編計画に利便増進事業に関する記述を追記することについて、意見をお聞きするもの。

2 修正後（案）

資料 2　後期再編計画（抜粋）

「図表 6-1　再編の概要（令和 6 年 4 月以降）」のとおり

3 修正内容

No.	ページ	項目	修正内容
1	86	図表 6-1 再編の概要	・利便増進事業に位置付ける事業の明記（板倉区予約型コミュニティバスの導入、中郷区における互助による輸送への転換）
2	87～88	図表 6-2 補助系統の位置付けと役割	・「中郷コミュニティバス さくら号」の追加 ・利便増進事業に位置付ける事業の明記（No.1 の修正内容と同じ）

4 今後の流れ

No.	時期	主体	実施事項
1	3 月 26 日	活性化協議会	・後期再編計画の変更に関する意見聴取
2	3 月中	市	・後期再編計画の改定
3	3 月末まで	市	・国に計画の変更認定を申請

協議事項

議案第３号

上越市地域公共交通活性化協議会財務規程の改正について

１　要　　旨

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付の方法が変わることから、財務規程を改正するもの。

２　改正内容

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の改正により、令和７補助年度（令和６年10月１日～令和７年９月30日）から、地域内フィーダー系統確保維持費補助金の交付を、協議会で収入・支出する必要があることから、協議会の予算を一般会計と特別会計に区分するもの。

【関係する会則の変更箇所】第２条、第４条

３　施 行 日

令和７年４月１日

４　改 正 案

資料３及び資料４のとおり

５　変更のイメージ図

＜改正前＞

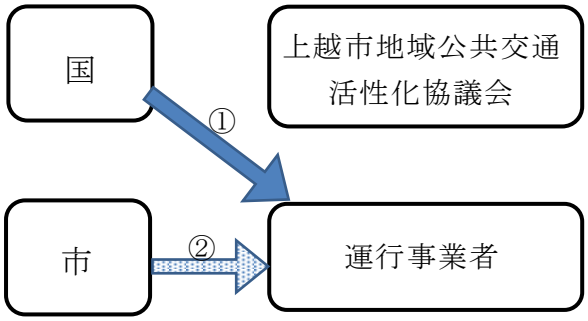

＜改正後＞

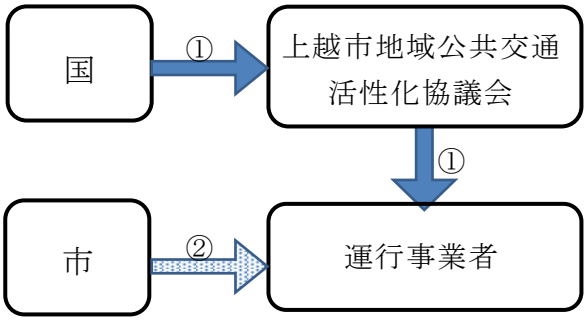

①：地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）

②：バス運行対策費補助金

協議事項

議案第４号

令和7年度事業計画（案）及び当初予算（案）について

１　要旨

令和7年度事業計画（案）及び当初予算（案）について協議するもの。

２　令和7年度事業計画(案)

月	事業計画	協議会開催予定
4		
5		【第１回協議会】 ・令和６年度決算及び監査報告 ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成 ・夏休み「バス乗車体験」キャンペーンの実施について ・令和６年度利用促進事業の実績報告
6	・【新】 初めての予約型コミュニティバス体験キャンペーン（～3 月） ・【新】バス待合処の提供（～通年）	【第２回協議会】 ・令和８年度フィーダー系統確保維持計画の作成
7	・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の作成・配布 ・夏休み小・中・高校生「バス乗車体験」キャンペーンの実施（～8 月） ・【新】みんなの画廊設置	
8	・【新】みんなの画廊設置	【第３回協議会】 ・バスの日フェスタの実施について ・予約型コミュニティバスの実証運行の利用状況報告 ・第２次上越市総合公共交通計画に基づく令和６年度バス路線（市営バス）の評価について
9	・バスの日フェスタの実施	
10		【第４回協議会】 ・令和７年度利用促進事業の進捗報告
11		
12	・【新】みんなの画廊設置	【第５回協議会】 ・令和８年４月に行うバス路線の再編協議 ・令和７年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金の事業評価について ・地域公共交通計画の評価等結果について ・令和７年度路線バス利用状況の報告
1	・【新】みんなの画廊設置	
2		

月	事業計画	協議会開催予定
3	・総合時刻表の作成・配布	【第 6 回協議会】 ・令和 8 年度事業計画(案)及び当初予算(案) ・第 2 次上越市総合公共交通計画に基づくバス路線の評価
随時	・マイ時刻表の作成・配布 ・出前講座 ・各区における利用促進チラシ配布等 ・バス停留所、案内所等における表示等の多言語化の検討	

３　令和７年度当初予算(案)

一般会計

【歳入の部】　　（単位：円）

科　　目	６年度 予算額 （A）	７年度 予算額 （B）	比　　較 （B）－（A）	予算内容
負担金	**1,915,000**	**1,628,000**	**▲287,000**	
負担金(市)	1,151,000	1,181,000	30,000	協議会の運営及び利用促進事業の実施に係る経費を負担
負担金(事業者)	764,000	447,000	▲317,000	総合時刻表の作成に係る経費を負担
補助金	**0**	**591,000**	**591,000**	
補助金（国）	0	591,000	591,000	
繰越金	**0**	**0**	**0**	
繰越金	0	0	0	
諸収入	**1,000**	**1,000**	**0**	
雑入	1,000	1,000	0	預金利息
計	**1,916,000**	**2,220,000**	**304,000**	

【歳出の部】　　（単位：円）

科　　目	６年度 予算額 （A）	７年度 予算額 （B）	比　　較 （B）－（A）	予算内容
運営費	**415,000**	**508,000**	**93,000**	
会議費	340,000	441,000	101,000	協議会及び各区懇話会の開催に係る経費
事務費	75,000	67,000	▲8,000	事務用消耗品費及び旅費等に係る経費
事業費	**1,471,000**	**1,677,000**	**206,000**	
利用促進費	1,471,000	1,538,000	67,000	総合時刻表及び公共交通啓発資料の作成等に係る経費
調査研究費	0	139,000	139,000	路線再編に係る調査・検討等に係る経費
繰出金	**0**	**5,000**	**5,000**	
繰出金	0	5,000	5,000	特別会計への繰出金
予備費	**30,000**	**30,000**	**0**	
予備費	30,000	30,000	0	
計	**1,916,000**	**2,220,000**	**304,000**	

特別会計

【歳入の部】　（単位：円）

科　　目	6年度 予算額 （A）	7年度 予算額 （B）	比　　較 （B）－（A）	予算内容
補助金	**0**	**28,039,000**	**28,039,000**	
補助金（国）	0	28,039,000	28,039,000	地域公共交通確保維持費補助金
繰入金	**0**	**5,000**	**5,000**	一般会計からの繰入金
繰入金	0	5,000	5,000	
計	**0**	**28,044,000**	**28,044,000**	

【歳出の部】　（単位：円）

科　　目	6年度 予算額 （A）	7年度 予算額 （B）	比　　較 （B）－（A）	予算内容
補助金	**0**	**28,039,000**	**28,039,000**	
補助金（国）	0	28,039,000	28,039,000	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
事務費	**0**	**5,000**	**5,000**	
事務費	0	5,000	5,000	振込手数料
計	**0**	**28,044,000**	**28,044,000**	

協議事項
議案第５号

令和７年度上越市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

１　要　旨

令和７年度地域内フィーダー系統確保維持計画を変更する必要が生じたため、変更内容について協議を行うもの。

【地域内フィーダー系統とは】

鉄道駅又は合併前の旧市町村をまたいで運行している幹線バスに接続する支線のこと。

【地域内フィーダー系統確保維持計画について】

地域における移動手段の確保のため、地域内フィーダー系統（支線系統）の運行系統、運行方法等を定める計画で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けるに当たり、国土交通大臣の認定を受ける必要があるもの。

２　計画変更の概要

「岡沢ルート」を対象系統から除く。

３　変更理由

昨年６月に提出した令和７年度計画に対象系統として記載していた「岡沢ルート」について、令和７年３月末で路線廃止することから、計画から削除するもの。

４　変更内容

資料８のとおり。（「岡沢ルート」に関する記載を削除する他、他系統の申請番号の繰り上げや協議会の開催状況等の記載部分を修正）

報告事項

報告第 1 号

令和 6 年度上越市地域内フィーダー系統補助の実績等について

1　要　旨

令和 6 年度上越市地域内フィーダー系統補助事業が終了したことから、国へ交付申請した補助金額について報告するもの。

2　地域内フィーダー系統補助について

国の補助対象事業の一つで、地域間幹線系統や鉄道駅に接続しているなどの要件を満たすバス路線（フィーダー系統）について、運行費の一部を補助する制度。

・　主な補助要件

① 国庫補助対象の地域間幹線系統に接続していること、又は過疎地域におけるバス路線で幹線バス系統や鉄道駅に接続していること

② 新たに運行又は公的支援を開始するもの

③ 1回（往復）当たりの輸送量が2人以上であるもの（路線不定期運行については、計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%以上であるもの）

④ 赤字系統であること

3　対象期間

令和6年度：令和5年10月1日～令和6年9月30日

4　補助対象系統

・　補助対象となる系統　7系統

②⑧島田線(1)(2)、③佐内・直江津循環線、④岡沢ルート、⑤真砂線、⑥安塚区予約型コミュニティバス、⑦牧区予約型コミュニティバス

※当初計画に記載していた①安塚線は、1 回当たりの輸送量（輸送人員/年÷運行回数/年）が 2 人に満たなかったため、補助対象外となった。

5　補助金実績

	R5 実績	R6 実績	増減の理由
系統数	9 系統	7 系統	補助上限額の増額に伴う補助金額の増
補助金額	14,019 千円	14,319 千円	

【資　料】

・地域内フィーダー系統補助の系統毎の収支状況‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 資料 9

報告事項

報告第２号

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）に基づく令和6年度バス路線の評価について

１　要　旨

第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）において、バス路線は毎年度1便当たりの利用者数を基準とした評価を行うこととしており、令和6年度の評価結果について協議するもの。

２　評価対象期間

・路線バス・乗合タクシー

令和6補助年度（令和5年10月～令和6年9月）

・市営バス

令和6会計年度（令和6年4月～令和7年3月）　⇒実績確定後、評価を行う。

３　評価方法

・評価対象期間中の1便当たりの利用者数（年間の利用者数÷年間計画運行回数）を基準に評価を行う。

・予約型コミュニティバスは評価方法が定まっていないため、評価を行わない。

１便当たりの利用者数	評価	
	幹線	支線
0.9人以下	Ⅲ運行の効率化	Ⅰ路線廃止・互助への転換
1.0～4.9人		Ⅱ運行形態の転換等
5.0人以上	Ⅳ現状維持	Ⅳ現状維持

４　路線バス・乗合タクシーの評価結果と今後の対応

・各路線の評価結果は、資料10のとおり。

・評価結果及び後期再編計画に記載の方針に基づき、次年度以降も再編を進めていく。

・令和6年度における各系統の評価結果は、令和7年3月末で路線廃止となる「岡沢・稲荷山ルート」を除いて、前年度から変更なし。